

第 30 回岩手県社会貢献活動支援審議会

日時：平成 25 年 8 月 9 日（金）13：30～15：30

場所：いわて県民活動交流センター（アイーナ）7 階会議室 703

出席者：

- 【委員】 輝きの会 会長 岩田 博子
株式会社菅文 取締役 菅 しのぶ
岩手県立大学総合政策学部 教授 倉原 宗孝
森のそば屋・みち草の繹 代表 高家 章子
特定非営利活動法人ふれあいステーション・あい 理事長 佐々木 りほ子
株式会社岩手日報社編集局報道部・第二部長 高橋 宏昇
岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部参事兼部長兼ボランティア・市民活動センター所長 根田 秋雄
有限会社早野商店 取締役 早野 由紀子
軽米町長（岩手県町村会 副会長） 山本 賢一
特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター 常務理事 若菜 千穂

- 【事務局】 政策地域部 副部長 紺野 由夫
NPO・文化国際課 参事兼総括課長 松川 章 特命課長 佐々木 真一
主任主査 田端 政人 主任主査 阿部 美登利
主査 中村 和也

1 開会

（事務局 佐々木特命課長）

それでは、定刻となりましたのでただいまから第 30 回岩手県社会貢献活動支援審議会を開会いたします。

本日の会議の出席状況ですが、出席予定の委員の皆様のうち、早野委員から雨のために少々遅れるという御連絡が入っております。現時点で委員 15 名中、9 名の御出席をいただいておりますので、「社会貢献活動の支援に関する条例」第 18 条第 2 項の規定によりまして会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

資料につきましては、資料 No.1 から No.8 までを事前にお送りして、本日御持参いただきますよう御案内申し上げますが、お持ちでない場合は事務局の方までお申し付けいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

2 挨拶

（事務局 佐々木特命課長）

では開会にあたりまして、岩手県政策地域部副部長の紺野から御挨拶を申し上げます。

（事務局 紺野副部長）

紺野でございます。本日はお忙しいところ、またあいにくの豪雨の中お集まりいただきま

して心から感謝を申し上げる次第でございます。また平素、県政の推進にあたりましては御支援、御協力を賜り、重ね重ね御礼を申し上げる次第でございます。

さて、東日本大震災津波から2年半が経過したところでございます。この間、被災地等におきましては復興支援活動を行ってきたNPO等に対しまして、国内外から様々な支援が寄せられましてその支援を基に様々な活動を継続してきたところでございます。

また国におきましても、復興支援活動を行うNPO等に対しまして、支援が必要であるとの認識の下新たな補助制度を設けまして、県といたしましてもそうした制度を活用しながら取組を進めてきたところでございます。しかし、発災から2年半も経過したということもございまして、状況変化も除々にではありますが生じてきたところでございます。最近では一部被災地から撤退するNPO法人等も現われてきておりまして、復興支援活動を中心に据えつつも地域の様々な課題を見据えながら、我々もそのNPO等に対する支援の在り方を再考する時期に来ているのではないかなと感じているところでございます。

このような状況を踏まえまして、今回の審査におきましては、まず国の動向を含めまして、社会貢献活動をめぐる本県の現状について御報告を申し上げたいと思います。さらにはNPO等に対する支援のあり方につきましても、新たな基金造成ということも考えなければいけなかなということ、そういった点についても御審議を賜るということも考えております。本日の会議におきましては委員の皆様のご忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、今後の施策に反映させていただきたいと考えております。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

(事務局 佐々木特命課長)

前回の審議会開催後、委員の異動がありましたので、新たに就任されました委員を御紹介いたします。

岩手県町村会の人事異動に伴いまして伊達勝身委員が退任され、新たに軽米町長の山本賢一様が本審議会委員に御就任されました。山本委員、よろしくお願いたします。

(山本委員)

よろしくおねがいします。

3 議事

(事務局 佐々木特命課長)

続きまして、次第3の議事に移りたいと思いますが、条例第17条第2項の規定によりまして、会長が会議の議長になることとされておりますので、以後の議事進行につきましては倉原会長にお願いたします。

(倉原会長)

はい、今日はよろしくお願いたします。天気が気になる場所ですけども、まあ、これはこれで始めたいと思います。

それでは早速ですけども、議題の報告事項からでしょうか。「岩手県における社会貢献活動の現状について」ということで、ここはまず事務局の方から御説明していただいでよろしいでしょうか。

(事務局 松川参事兼総括課長)

NPO・文化国際課の松川と申します。私の方から報告事項について御説明したいと思えます。資料につきましては資料 No.1 から資料 No.5 にかけて順次説明させていただきたいと存じます。

【資料No. 1】

まず資料 No.1 であります。座って説明させていただきます。「県の施策に関する県民意識調査の結果報告書」でございます。ちょっと厚いものでございますけれども、今年の5月に政策地域部で取りまとめたものでございます。お聞きいただきまして、最初にこの調査のやり方について説明しております。これは平成12年度から県民意識調査ということで毎年実施しているものでございまして、「いわて県民計画」の7つの政策に沿って質問をして県民から御回答をいただいているということでございます。調査数につきましては5,000人をお願いしております。後程御説明しますが、かなり高率の回収率になっております。もう1枚お聞きいただきまして、結果について概要を御説明いたします。先程申し上げました通り5,000人に対して有効回収率が67.7%ということで、かなり高率の回収率になっております。それから用語の解説のところでございますけれども、それぞれの質問について重要度、それから満足度というものを県民に対してお聞きしております。重要度につきましては「重要」と思うもの、それから「やや重要」というふうに5段階で評価をいただいております。それから満足度につきましても「満足」、「やや満足」というふうに5段階で評価をいただいております。重要度の平均から満足度の平均を引いたものを「ニーズ度」ということで、私共の方で捉えているというものでございます。

次の3ページになりますが、こういったことで調査したものでありますけれども、生活全般への状況についてお聞きしております。回答の状況を見ますと、「不満」と回答した割合が「満足」と回答した割合を超えておりまして、「不満」の方が4割ということで、まだまだ県民生活の中でいろいろ改善を期待しているというふうに伺えます。それから下の欄には広域振興圏別の割合を出しておりますけれども、県南、県北で「満足」として御回答された方の割合が増えている。あるいは県南では「不満」と回答した方の割合が増えている。あるいは沿岸では「どちらともいえない」ということで、それぞれの地域ごとの多少違いがあるようでございます。

次の4ページでございますが、この審議会に関わりがあるのが「市民活動へのかかわり、参加」ということになろうと思えますけれども、重要度というところで見たところでは、やはり県民が重要と感じているものは「適切な医療体制」、「交通事故の少ない社会づくり」、「高齢者や障がい者に安心な地域づくり」というものが重要度の高いものとして挙げられておりますが、「市民活動へ参加しやすい社会」ということにつきましては重要度が低い項目で42位ということになっております。次に満足度であります。これも満足度が高いものについては「ごみの減量」などが挙げられております。また一方で満足度が低いものについては「安定した就職環境」などが挙げられておりまして、それぞれの関心の度合いあるいは満足度の度合いというものが示されておりますが、この重要度から満足度を差し引いたニーズ度で見ますと、「市民活動への参画」ということについてはニーズ度が低い項目の43位ということになっております。その次にもいろいろ調査項目がございますが、ちょっと他の項目にもわたりますのでここは説明を省略させていただきたいと思えます。

【資料No. 2】

続きまして資料 No.2 であります。「東日本大震災津波における災害ボランティア活動について」というものですが、これは保健福祉部で取りまとめたものになります。災害ボランティアセンターにつきましては県内 33 市町村のうち 25 市町村で設置されております。

2 のところでありますが、災害ボランティアの活動の活動者数として延べ 46 万 4 千人程の方達が発災から 7 月現在ですけれども、参加されたということでございます。(2)ですが、ボランティアの活動の状況であります。当初はやはり障害物の除去、泥の洗い出しなどのニーズがあった訳ですけれども現在はほとんどの地域で終息しております、今求められているニーズというのは集会所でのサロン活動であったり、あるいは個人の引越しなどのお手伝い、あるいは復興イベントでのボランティアの活動というものが主になっているということで、昨年 12 月までに沿岸部全てのボランティアセンターでは「災害ボランティアセンター」という名称を終了しております。

それから最後、行政とボランティアセンター、あるいは NPO 等の団体との連携であります、丸の 2 つ目ですが、「発災後しばらくの間は、行政、社会福祉協議会、NPO 等との連携が十分でなかった」という側面も指摘されていたということでもあります。そういうこともありましてネットワーク会議の開催とか、あるいは民間団体では NPO 法人のいわて連携復興センターなどが立ち上がりまして、県、市町村と連携して会議等、ミーティング等を開催しているということでございます。

4 ですが、県としての今後の取組といたしまして、継続的なボランティアの確保が必要になるだろうということで、県の社会福祉協議会などの関係団体によるボランティアの確保や活動の促進といった取組を支援していくということと、それから「防災ボランティア活動指針」、仮称ですけれどもこういったものをガイドラインに策定する方向で検討を進めているというところがございます。以下の資料につきましても説明を省略させていただきたいと思っております。

【資料No. 3】

続きまして、資料 No.3 であります。A3 の一枚ものになっておりますが、特定非営利活動法人の制度の対応ということで、阪神淡路大震災が起きボランティア元年といわれた訳でございますけれども、それ以降 NPO の支援をするための、支援活動の支援をするための法律、NPO 法が平成 10 年にできております。表の一番上の欄の左端になります。それから 15 年程経過してきたということになっております。それから、その下の段が県内の動きということで記載しております。県内では国の法制度の制定もございまして「社会貢献活動の支援の条例」あるいは「指針」をやはり平成 10 年に策定しております。その後、「公益信託いわて NPO 基金」、NPO 活動をしていく上での資金的な支援を行うための基金を平成 13 年度に創設しております。それから同じく「いわて NPO サポートルーム」、これも NPO を立ち上げていく、あるいは活動をする上での相談できるような体制ということでサポートルームを立ち上げたということがございます。その後、平成 18 年にアイーナが開館いたしましたので、アイーナの中に「NPO 活動交流センター」をオープンいたしまして現在も活動を続けているということがございます。下の欄に NPO 法人の数を書いておりますけれども、当初 10 幾つだったものが現在は 430 に、平成 25 年ですけれども 430 ということで、かなりの数の NPO に県内で活動いただいているということがございます。

それから、ちょっと触れなければなりません NPO 法人の不祥事ということで、平成 21 年、22 年につきましては、「いわて NPO センター」で助成金の不正受給があったということで現在でも裁判は続いています、法人そのものは既に解散しております。それから、昨年度から今年度にかけて山田町で活動しておりました「大雪りばあねっと。」、旭川市に本部を置いている NPO ですけれども、緊急雇用創出事業において不正受給、不正経理が発覚しております、これも NPO そのものは解散の手続きを進めており、民事訴訟が行われているという状況でございます。

それからその下の欄にいろいろ線を引いておりますけれども、それぞれの活動を支援するための啓発であったり、あるいは活動の支援をするなどしているということで、特にちょっと下の方にありますけれども「新しい公共の推進」ということで平成 23 年度、24 年度、そして今年度も「復興支援の担い手支援」ということで国の補助事業などもございまして、特に被災地の復興支援を NPO を基点にしている事業が展開されているというところでございます。資料 No.3 については以上で説明を終わらせていただきます。

【資料 No. 4】

続きまして、資料 No.4 であります。県内におきます NPO 法人それから認定 NPO 法人の状況について御説明いたします。

まず 1 の NPO 法人の認証件数でありますけれども、現在数のところを御覧いただきまして、平成 20 年の 3 月から 25 年の 3 月の 6 年間の動きだけでも 309 から 428 ということで、100 以上増えております。参考にありますけれども、この傾向は特にも東日本大震災津波で被災したことで復興支援をするという志を持った方達が NPO 法人を設立してきたという経緯がございます。平成 23 年 3 月 11 日以降に申請、認証された法人数は 107 です。うち震災対応で設立したものが 52 ということで、やはり震災によって「何かをしたい。」というふう考えた方達が多かったということが分かります。

それから 2 番目が認定 NPO 法人の認定状況で、7 月末現在ですけれども、これは個人、法人から寄附等を受けた場合の税制上の優遇措置が受けられるような団体ということで認定 NPO 法人と呼ばれており、現在 4 団体であります。最近は「もりおか配食サービス」が先月末に認定されまして 4 団体というふうになっております。全国では 144 団体ということでございます。それから備考欄にちょっと記載しておりましたけれども、条例で個別指定をして個人住民税上の寄附金の控除ができるという仕組がございまして、ア、イ、ウのうちウの網掛けしてございますけれども、条例で個別指定している県あるいは市町村がございまして、丸のところがございますが、個別条例を制定しているのが埼玉など各県あります。それから米印にありますけれども、県内の市町村では遠野市が平成 24 年 3 月に市税条例を改正いたしまして、「遠野まごころネット」を個別指定し、税制上の優遇の措置をしているということでございます。一番下に下線を引いて書いておりましたけれども、本県でもこういった取扱をするかということはまだ具体的な検討はしておりませんが、認定を受けた他の団体の状況、あるいは他県の状況なども踏まえて本審議会でも審議していただくことも予定させていただきたいと思っております。

【資料 No. 5】

次に資料 No.5 であります。こちらの方は国の動きということで御説明をしたいと思いま

す。平成 22 年 1 月 25 日の内閣総理大臣決定というもので「新しい公共」円卓会議」というものを一番上につけておりますが、「新しい公共」という考え方が前政権で打ち出されまして、それに伴ってそれを懇談するような場が設けられたということでございます。この「新しい公共」という考え方に付きましても、市民、企業、行政などが広く浸透していく中で新しい日本の社会のあるべき姿を膨らませて考えて取り組んでいくというものだったかと思っております。

お聞きいただきまして次のページに「共助社会づくり懇談会の開催について」というものがございます。これは政権が替わりまして平成 25 年 4 月 15 日の担当大臣の決定となっておりますけれども、ちょっと名前は替わった訳ですけれども、趣旨にあります。地域の活性化を図るとともに全ての人々がその能力を社会で発揮できるよう共助社会をつくっていくということが謳われております。こういった懇談会が設置されて、今検討が進められているということでございます。

もう 1 枚お聞きいただきまして、簡単に今の検討の状況について御説明いたします。「共助社会づくりの推進に向けて」ということで、平成 25 年 5 月 27 日に懇談会でまとめられた報告であります。1 の「共助社会づくりの推進について」ということで、(1) に「共助社会づくりの重要性」ということが挙げられております。「我が国経済を再生し、成長を持続的なものとするためには、「すべての人材が、それぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる「全員参加」が重要である」ということで、1 行とばしまして次の行になりますけれども、「公助について財政上の制約がある中で、地域の課題に対応し活性化を図っていくためには、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進する」というような、そういう社会づくりをしていくということが挙げられております。

こういったことを今取り組んでいる訳ですけれども、実際にこういった共助社会づくり、あるいは NPO の活動なども含めて進めていく上でやはり課題になることが出てくるということで、次のページから課題について取り上げております。ちょっと端折ってしまいますけれども 2 ページ目の 2 のところに「共助社会づくりの現状と課題」ということで挙げられております。やはり多様な主体が参画することも大切な訳ですけれども、そういった方達が参画して活動していくための、いわばネックになっていることが挙げられていると思います。さらに開いていただきまして 3 ページの (2) であります。「人材面の課題」ということで、NPO 等、団体、個人なども含めてだと思っておりますけれども、いろんな方達はその参画できる主体として参画するためには、やはり優秀な人材に参画をしてもらう必要がある。そのためにも、やはりそういった人材確保できるような財源とか、あるいは運営にあたってのマネジメントなど、あるいはそういったものを支援するという機関が不足しているということなどが挙げられております。下から 3 行目のところに、特に「中間支援組織の支援」というものを記載してございまして、本県でも中間支援 NPO というものが地域での NPO 活動を支援、バックアップするという役割を担っている訳ですけれども、そういった組織の育成、体制強化が必要ではないかというような課題が挙げられているところでございます。次のページになりまして 4 ページであります。 (3) で「資金面の課題」ということが挙げられております。事業を行うためにはどうしても資金ということが必要になる訳ですけれども、東日本大震災を契機として多額の寄附が行われていますが、寄附の意識を継続的なものにするためにも税制度の活用促進が必要だということが書いてあります。これは先程の認定 NPO 法人などのところで活用されているものだと思います。さらには市民のファンドとか、あるいは市民が

寄附をしやすい、企業なども含めて民間から寄附をしやすい仕組み、あるいは融資などが行われるような仕組みづくりが必要ではないかという問題提起がされております。一方ではそういった寄附を受けるだけでなくその事業計画をしっかりと作って、それを NPO 側から示していくという役割も重要ではないかということも同じように指摘されているところであります。

それから次の 5 ページになります。(4)に「信頼性の向上」というものがございまして、NPO 等が寄附や融資などを受けるにあたっては、活動の内容あるいは情報開示が重要だということがございまして、本県でも NPO 法人による不祥事ということもございましたので、やはり信頼性を向上するためにも透明性の確保、あるいは経理の確実性というものが重要になると思います。こういったことなどを含めまして信頼性を向上していくということが今の時点として考えられているところでございまして。

国の方ではワーキンググループを設置しまして、それぞれの課題について今検討を進めているところでございまして、それについても今後制度的なもの、あるいは私共の方になんらかのアドバイスなどが出てくるのではないかなというふうに思っているところでございまして、説明については以上でございまして。

(倉原会長)

はい、ありがとうございます。資料 No.1 から資料 No.5 について社会貢献活動に関わる展開、あるいは全国の現状について御説明いただいたと思います。

あ、早野さん、大丈夫でしたか。外は大変そうでしたけれども。

(早野委員)

遅くなりまして申し訳ございません。よろしく願いいたします。

(倉原会長)

ええと、既に事前にお読みいただいていた、お目通しいただいているかもしれませんが、今の御説明を含め御質問、御意見などありましたらよろしくお願い致します。

(山本委員)

私は今日初めて参加して、NPO の数が 428 と非常に多い数字でびっくりしました。いろんな活動をされていると思うんですけども、県では活動の把握とかはどうなんでしょうか。

(事務局 松川参事兼総括課長)

認証については、市町村あるいは県の広域局などで行っていますが、個々の活動については活動報告が 1 年後に提出されているということで、それで把握しているという状況でございます。

(倉原会長)

それぞれの提出っていうのは、結構皆さんきっちりされているんですか。それともその団体にもよりますかね。

(事務局 松川参事兼総括課長)

やはり提出がされないところもありまして、そうしたところはその活動がどうなっているのか確認をいたしまして、活動する人がいないとかあるいは事実上もう解散状態だというような場合には、助言をいたしまして解散の手続きなどを取っていただいております。これまでに解散した法人は 60 団体ございます。

(倉原会長)

今の解散なんですけども、いい意味ではもう目的が達成されたから解散っていうのもあると思うんですけど、一方できなくなったから解散っていう、後者の方が多いんでしょうか。どうなんでしょう。

(事務局 佐々木特命課長)

定量的に 60 の内訳を分類した訳ではないんですが、いろいろ書類等を見ますと、例えば「メンバーがちょっと高齢化してきてなかなか活動ができなくなったので解散します。」というような理由もあったり、様々な理由で活動を中止する。あるいはまた設立はしてみたものの事実上活動はせずにすぐに終わってしまうというような団体もあったと記憶しております。

(倉原会長)

決して解散は悪いことではなくてむしろいい部分もあると思いますし、当初、NPO ができた当初からやっぱり最初のリーダーからまただんだん理念も変わってきて分かれたとか、そう類はあるかと思います。

(事務局 佐々木特命課長)

もう 1 つだけちょっと補足させていただきますと、一つの例なんですけど、このアイーナの中に NPO 活動交流センターという組織を置いておりまして、県が NPO に委託をして運営をしてもらっています。昨年度までこの NPO 活動交流センターを受託していた団体が「風・波デザイン」という団体でしたが、この「風・波デザイン」につきましては元々時限的な組織で一定の目的を達成したら解散するというふうに決めておりまして、昨年度末をもって目的を達成したということで自主的に解散しました。そういう事例もございます。

(倉原会長)

はい、ありがとうございます。その他、ご自由にいかがでしょうか。

(菅委員)

勉強不足で申し訳ありません。この資料 No.4 のところで、普通の NPO 法人とそれから認定 NPO 法人っていう、この違いというのはどういうことなのかちょっと分からないです。教えていただけますでしょうか。

(事務局 松川参事兼総括課長)

NPO 法人については、いわゆる NPO 法に基づいて、「こういう活動がしたい。」ということ申請して、認証しています。これが一般的な NPO です。それから認定 NPO 法人というのは、元々は国税の方で税制上の優遇をする措置、その寄附をした方の寄附金をいわば控除

できるような仕組が国税であったんですけども、その事務が 24 年度から県の方に移管されました。寄附をした場合には、全部ではありませんが課税されないということで、寄附がしやすくなる仕組が行われているということです。この下の備考のところにはパブリック・サポート・テスト、相対値基準とありますが、収入に占める寄附金の割合が 20%以上、つまり 5 分の 1 以上が寄附で NPO の運営ができていたりとか、あるいは絶対値基準とありますが 3,000 円以上の寄附をする方が 100 人以上いらっしゃるというような NPO の場合には、そういった活動が寄附である程度安定的に維持できるのではないかとということで認定をしているということになります。

(管委員)

活動の内容で認定ではなくて、こういう要件を満たしていることでの認定ということですか。

(事務局 松川参事兼総括課長)

そうです。認定されたところの活動は、成年後見制度だとか、「劇団ゆう」は子供達のミュージカルの活動をしているところですし、それから「いわて子育てネット」は子供達の育児、お母さん方の育児支援をしているところです。それから「もりおか配食サービス」は特に高齢の方達の自宅への食事の支援といいますか、お弁当を配っているというサービスを行っているところです。業務の内容とかはそれぞれです。

(早野委員)

仮認定というのは、必ず通る道なんですか。

(事務局 佐々木特命課長)

仮認定につきましては必ず通るというものではなく、最初から認定取得という形を取ることでもあります。認定を取得するためには、備考のところにあるパブリック・サポート・テストをクリアする必要がある訳なんですけど、まだ団体を設立して間もなくあまり寄附収入がないところ、そういったところにつきましては仮認定の方を使いまして、このパブリック・サポート・テストの要件は満たさなくても他の要件を満たしていれば仮認定ということで、3 年間は認定と同様の措置を受けられるということになります。ただし一定の期間が終了しましたならば認定の方に移っていただく必要がありますので、その仮認定の期間内にこのパブリック・サポート・テストの要件を満たすだけの寄附を集める等の御努力をしていただくことが必要になります。

(早野委員)

なるほど。分かりました。

(佐々木委員)

よろしいですか。この寄附金割合が 20%以上にならない事業 NPO もある訳で、ずっといろんな場所で申し上げているんですけど、そういう NPO 団体さんと話をすると、「なんか最近の動きは、あたかも認定 NPO が優良 NPO になるような、そういう評価をされるような流

れになってるよね。」って言っているんですが、行政側から見ると、その辺はどんな感じなんでしょう。

（事務局 佐々木特命課長）

私共といたしましても、条件を満たすことができるのであれば認定 NPO 法人になっていただく方がより好ましいなという認識を持っておりますが、今佐々木委員からも御指摘がありました通り、おそらく事業系の NPO の場合、なかなか認定取得というのが難しい面があるというのはその通りかなと思います。ですので、認定が絶対的な価値基準ということではございませんので、要件を満たすことが可能で認定を取得する意思がある団体さんについてはできるだけそういう方向で頑張ってくださいということで私共も支援を申し上げたいと思いますし、そうではなく、「認定以外の道で私共は頑張ります。」という団体さんについては、それはそれでその道を突き進んでいただくということでよろしいのかなと考えております。

（佐々木委員）

そうですね。NPO について、ちょっとお話をさせていただくと、今出ました「事業 NPO」ですが、例えば介護保険事業をするがために NPO 法人を設立した団体さんは、その介護保険事業からの収入が多いので、いくら会員収入とか寄附金収入があっても 20%には満たない訳ですよね。私共も申請を試みたことがあるんですが、仙台（国税局）の方に手続きのために何回か問い合わせをしても、何年間かはその割合で（寄附を）貰わなければならないとありますので、未だもって「認定 NPO は無理だよね。」ということになってしまいます。

ただ事業収入だけではこの先成り立ってはいかないだろうということで、私共にしては初めてといえば初めての試みだったんですが、昨年度から私共が出している通信でもって、「こういう事業を私共はしていますので、寄附とか会員になってください。」というお願いを出しています。今年度は、嫌われるかもしれないと思いつつもですね、振込用紙を同封しました。そしたら関西とか東京とかにお住まいの方々に震災以降寄附をしてくださった方々は 3,000 円、5,000 円、10,000 円と寄附をしてくださいました。地元の方々は、「結局お金を出さなければ、ここには来れない。」という反応が多いですね。

それは普段もそうなので覚悟の上だったんですけど、そういう問い合わせがやっぱりあるということと、市町村の一部の職員さんなんですけど、やっぱり会費を集めることについての拒否反応があるようです。「会員イコール寄附しなければいけないのか。」と問い合わせてきたりします。まだまだ私共の団体、NPO 団体の努力が足りないのかなと思っておりますけれど、その意味でも寄附を集めるための研修とかセミナーとかは有効に活用しようと思っただころですね。

（倉原会長）

始まったばかりというか、まだ模索的なところで難しいところですね。

（高橋委員）

ちょっとすみません。「もりおか配食サービス」は事業系じゃないんですか。寄附で（認定取得）ってということなんですか。

(事務局 松川参事兼総括課長)

配食サービスは今事業をやっている・・・

(高橋委員)

事業系ですよ。なんか今の話を聞いていると事業系は難しいっていうんですけど。

(佐々木委員)

でも事業収入と寄附金収入の割合があるんだと思います。

(高橋委員)

今回、配食サービスさんは寄附が上回っているっていうことでしょうかね。

(佐々木委員)

それは分かりません。

(高橋委員)

認定 NPO の申請ってかなりあるんですか。認定と仮認定は分かるんですけど、申請状況は如何ですか。

(事務局 佐々木特命課長)

現時点で正式に申請が上がってきた団体につきましてはここに記載しております 4 団体です。あと、相談を受けている団体は他にも何件かございます。

(倉原会長)

この認定は、悪いものでは全くなく、むしろいいこととしてどんどん進めるべきかと思いますが、一方、そうではないところイコール優秀ではないかというそれは全く違って、その辺で佐々木さんあたりはもどかしいところがあるのではないかなと想像しつつ、いろんなところがたくさんいらっしゃると思います。

そういう意味では、県の立場としては直前の目的として認定 NPO の推進があるかもしれませんが、それが目的というよりも「広く社会的な活動を広げていきましょう。そのためにどう評価すべきか、支援すべきか。」っていうのを皆で今後も考えていくべきことでしょうかね。何かそのことによってとぼっちりがくる NPO では困りますもんね。

その他いかがでしょうか。

(山本委員)

私、今日が初めてなものですから伺います。先程基金があるとお聞きしましたが、それは、今ある 428 の NPO の全てに交付資格というか、貰えるというか、そういうものなんですか。

(事務局 松川参事兼総括課長)

先程、平成 13 年度に基金を作ったというお話を申し上げたんですけど、県が 1 億円を拠

出して、1億ちょっとで公益信託、実際には銀行に信託して、そこから毎年1,000万ずつ取り崩すような格好で事業に使っていただきました。対象としてはもちろん全部のNPOが対象になった訳ですけども、実際には公益的な活動を行う団体ということで、入門コースとそれから展開コースに分けて、入門コースについては上限が20万でしたか、それから展開コースについては上限が100万ということで支援をしたということでございます。

（事務局 佐々木特命課長）

いずれNPO法人だけに限るものではありませんで、今総括課長から申しあげました公益的な活動を行う団体、あるいは個人も一部対象にして幅広くNPO基金を通じて助成を行ってきたということになっております。

（佐々木委員）

補足説明していいですか。今は公募なんです。

（山本委員）

公募。

（佐々木委員）

申請をしまして企画書が通れば助成金をいただけます。ですが、100万円の人はプレゼンテーションをしなければならないという形だったので、県内のNPOさん全部に助成金が配られるというのではなくて、やはり「自分達の事業のためにこのお金を使いたい。」という人達は決められた申請書に則って企画申請書を出して、それを審査する方々に出して、それで通れば20万円なり申請した金額をいただいたということです。

（山本委員）

そういう形なんですか。そうすると400幾らあっても、対象になるのは例えば100とか50とかという形なんですかね。

（佐々木委員）

どうだったんですかね。結局、先程おっしゃった1,000万円の中に100万円規模で応募する団体さんが多ければ（採択数は）少ないでしょうし。

こういう説明でよろしいんでしょうか。

（倉原会長）

なんか事務局の方みたい。

（事務局 佐々木特命課長）

毎年、申請をいただいた団体の中から、佐々木委員から補足説明いただいた通り、審査を経て優良と認められた団体、20なり30なりの団体に対して補助金を交付するというようなことを行ってきておりました。ですが、400幾らの団体が対象にはなり得るのですが、「いや、別に行政からの補助金がなくてもいいです。」というところも中にはございますし、他の助成

金を別途見つけていらっしゃるところもありますし、希望する団体についてこのいわて NPO 基金を使って助成を行ってきたということになっております。

(倉原会長)

その他いかがでしょうか。

(高家委員)

20 万円位だと、応募するのに資料作ったりするのが、一般の人達は大変なことです。100 万円だともっとですけど。そう思うと申請はやっぱりしません。申請して遠くから集まって「討論会すっぺ、課題は何。」っていうより、自分のポケットマネーで 20 万円出して、楽しく事業を盛り上げた方がいいので。

使える人は 100 万円単位でどんどん使っていていいと思います。公募ですから。平等に発信してるから、誰もが平等に使えると。ただ、20 万円位だと手間隙で。

町長さん、軽米にいっぱい持って行ってください。

(佐々木委員)

助成金事業をしますと必ず報告書が付き物なので、そういう助成金事業を担当する職員がいないとやっぱりキツイものがありますよね。でも最初の頃は、助成金をいただかないと本当に何もないので、私共も立ち上げた頃は書類作りをしながら、10 万円でも 15 万円でも貰って活動を続けてきたんですけれど。

やはり、立ち上げたばかりの団体さんは、助成金の申請書を作る、報告をするというのは、それが得意な方が代表になっていらっしゃればまた別でしょうけれども、なかなか難しいんじゃないかなと思っています。

(倉原会長)

その辺を含めてより有効な仕組、かけひきっていう訳でもないですが、有効な方法を常に模索しなければならないでしょうね。その他いかがでしょうか。

今の件とは離れますが、前回もでしたけれど、(県民意識調査の結果で) 市民社会の参加があまり重要ではなかったという御説明をいただきましたけれども、多分、これは目的と方法の違いと言いますか、決して皆が参加することがどうでもいいということではなくて、まず暮らしに直結するってことがどうしてもテーマとしては皆さん大事なことと思われるでしょうし、その方法としてはむしろそうした市民参加というのも大事なことであるんじゃないかなと思います。そういう意味では、この結果がそのまま上か下かというよりも、いろいろと内容を見るのが大事じゃないかなと思います。

それともう 1 点ですが、横長の表で「不祥事」というのが書いてあるんですけど、これは県として常に自覚しましょうという意思の表れとしてだと思っんですけども、今後はいいことも含めた「出来事」みたいになってくれればなと思ったところです。今のは余談です。

(事務局 佐々木特命課長)

ちょっと記載方法を検討したいと思います。

(倉原会長)

1 番の報告事項ですが、その他よろしいでしょうか。もし何かありましたらまた御意見ください。

では、次の 2 番目の協議事項、「ポストいわて NPO 基金」、これは仮称ということですが、このあり方についてということで、これもまず事務局の方から御説明をお願いします。

(事務局 松川参事兼総括課長)

新しい基金のあり方については資料 No.8 ですが、その前に資料 No.6 から順に説明をさせていただきます。

【資料No.6】

まず資料 No.6 ですが、これは現在の県での事業の内容について記載したもので、今どうしているかを御説明したいと思います。

1 の施策の体系ということで、「多様な市民活動の促進」として、大きく分けまして「新しい公共」の拡大と定着に向けた普及啓発・仕組みづくりの支援機能の充実」ということですが、このアイーナの中に NPO 活動交流センターというものがございまして、そこでの活動を NPO に委託して行っております。普及啓発の一環といたしまして情報誌を作成しておりますけれども、今年度からはこれも NPO 活動交流センターの委託事業の中に統合いたしまして実施しているところであります。

それから右の方になりますが、『新しい公共』を担う NPO への支援機能の充実」ということで、先程ちょっと出ました基金、これは現在「いわて NPO 基金」と書いてありますけれども、1 億円と申し上げましたけれども、現在は全部取り崩してしましまして、基金そのものとしては解散の手続きをこれから進めるということです。そのため、できれば今年度中に次の NPO 基金、「ポストいわて NPO 基金」なるものを検討したいと思っております。それから現行の「NPO 等による復興支援事業」、これは補助事業になりますが、国の補助と県の補助により NPO に対して活動費の助成をしております。大きく分けまして、こうした施策の体系がございます。

2 のところになりますが、NPO・ボランティア関連の事業といたしまして、(1) ですが NPO 活動交流センターの管理運営費ということで、アイーナの中にございます NPO 活動交流センターの管理運営を委託しているというところでございます。それから(2)が認定 NPO 法人の取得支援、先程出てきました認定 NPO 法人です。これにつきましては非常勤の専門職員を配置いたしまして、認定 NPO を取得するための支援をしているところでございます。裏面になりますが、(3)が NPO 等による復興支援事業というところでございまして、これが国、県からの補助事業ということになります。今のところに事業概要ということで、①復興支援の担い手の運営力強化実践事業というものと、②復興支援の担い手の基礎的能力強化事業と 2 つございます。上の運営力強化事業につきましては、復興支援の担い手となるような NPO 等に対する事業の支援ということになりますし、それから下の基礎的能力強化事業については、会計基準とかファンドといいますか資金を獲得するためにこういったことをやっていけばいいのかというような講習会などを開催させていただいているというところでございます。合わせて大体 1 億程の予算になっております。それから(4)が NPO 認証等管理事業ということで、これは一般的に NPO の申請をした場合の認証事務等を行って

ることと、それからこの審議会の運営を行っていくということでございます。

【資料No.7】

それから資料 No.7 になりますが、先程申し上げました「運営力強化実践事業」というもので、今年度も既に公募いたしまして、それから審査をして採択という作業をしております。その申請、それから採択された一覧表ということでお付けしております。右の欄に審査結果というものがございしますが、採択、それから条件付き採択、不採択というふうに丸印をしておりますけれども、このようにして 54 の申請がありまして、それに対して採択及び条件付き採択が 21、合わせて 21 採択しております。事業の内容につきましては、ちょっと詳細は省略させていただきます。やはりこういった事業について 2 倍以上の申請があるということで、やはり資金確保についてはどこの NPO の方々もなかなか大変なんだなというのが現状なのかなというところでございます。

【資料No.8】

それでは資料 No.8 で、ここからが NPO 基金について御説明、論点について御説明したいと思います。

まず今回の審議会で御協議いただく論点といたしまして、「NPO への支援のあり方」ということですが、先程申し上げた復興支援事業というものにつきましては、国では 25 年度、それから 26 年度も継続したいというふうに考えているようですけれども、いずれその先は考えていないといえますか予定していないということですので、いずれ近い将来、国の補助事業についてはなくなるということが動きとして出てきます。

それから、この図の中をちょっと御覧いただきたいのですが、図には平成 23 年から 27 年までございますけれども、現在は先程申し上げたように、新しい公共なり、あるいは共助社会づくりということで国の支援がございします。

23 年度と 24 年度は、「新しい公共支援事業」ということで、震災あるいは通常案件への支援がありました。名称は変わりましたが、25 年度も「NPO 等による復興支援事業」があり、来年度まで続く見込みでございますので、一応 2 年程継続されることになっております。しかし、いずれ今後 NPO を支援する資金的な支援制度がなくなっていくということで、点で囲っておりますけれども「ポストいわて NPO 基金」、仮称ですが、こういったものが必要になるのではないかと考えております。括弧書きで震災枠、一般枠とありますけれども、現在、復興支援事業では震災枠、震災対応だけですので、一般的な支援の仕組みが今のところないというのが現状でございます。

2 のところに現状での課題ということで 4 点挙げております。先程も申し上げた通り、「NPO 等による復興支援事業」は 26 年度で終了が見込まれているということですし、復興支援活動に限定されてるということで、現在は一般的な NPO 活動の支援枠はございません。

それから 2 つ目ですけれども、NPO 活動交流センター、アイーナの中にありまして活動しているんですけれども、正直申し上げまして団体活動室という、登録した団体の方たちが活動する部屋がございまして、今はその管理業務が主になっているという、ちょっと残念な状況でございます。

それから中間支援 NPO につきましても自らの活動に手一杯ということで、県内に 14 の中間支援 NPO があるんですけれども、正直言ってなかなか他の地域にある NPO の支援という

のは十分に行われていないというのが現状であります。それからウであります。先程、「大雪りばあねっと。」の不祥事の話もございましたけれども、県民、企業の間にはNPOに対する、NPO 法人というだけで「なんかちょっと大丈夫かな。」というような不信感があるという、残念なところがあります。

それから4つ目のエでありますけれども、市町村によって協働への取組、いろいろやっているとところがございますけれども、必ずしも一様ではないということで、ところによってはNPO 活動への理解は十分ではないところもあるというのが現状の課題かと思えます。

そこで3であります。検討の素案ということで考えております。留意点として4つ挙げております。先程申し上げたことに対応する訳ですけれども、NPO 活動交流センターの機能と基金による取組の連動、それからNPO 支援に対する市町村の理解促進、それから3つ目ですが中間支援NPO の育成、それからNPO 間での自立的な取組への誘導、それから4つ目ですが県民や企業に対するNPO 活動の周知と信頼感の醸成ということです。

1つ目のNPO 活動交流センターの機能と基金による取組の連動については、例えば外部の委員の方々による審査を考えておりますが、センターがそうした運営を行うことなどが考えられます。それからNPO 支援についての市町村の理解については、これは進んでるところ、あるいはまだなかなか取組ができていないところがあるかと思えますので、そこはこういった基金を使いながら浸透させていきたいなと思っておりますし、それから中間支援NPO についても、中間支援NPO の活動がより活性化するように支援していくということもありますし、いつまでも資金的な援助というだけではなくて自立的に活動していくような誘導をしていきたいと思っております。

それから(2)に移りますが、新たな基金の基本的なフレームということで4つ挙げております。まず1つ目の基金の原資であります。現在ありますいわてNPO 基金は県の出資で作ったものでありますけれども、県の出資・拠出、それから市町村からの支援をお願いできないかなということで市町村の拠出、それから民間の寄附という3つの資金の原資を考えております。下にまいりますけれども、市町村の理解も得て基金を造成していくということで、地域活動が主体となっておりますので、そこを市町村の方達に御理解いただければなということで、結果的にはそのNPO と一緒に地域活動を協働していくということで市町村にもメリットがあるということをお理解いただければなと思っております。

それから2つ目ですけれども、事業の期間としては5年間、来年度から30年度までということになっております。これは復興基本計画の期間というものを念頭に置きながら、それから国の動向も踏まえて検討していきたいと思っております。

それから3つ目ですが、事業の選定については現在のいわてNPO 基金についても外部の委員の方達に審査を経ておりますけれども、やはりそういった透明性を確保するというので、NPO あるいは市町村の代表の方を加えまして、公平に透明に審査していただくように考えております。

それから4つ目の事業規模ですけれども、規模につきましては具体的な幾らというものは未だございませんけれども、いわてNPO 基金は1億ということでしたがそれよりは大きく、今ある「NPO 等による復興支援事業」が先程約1億というふうに申しあげましたので、ある程度大きな金額になっていくのかなというふうに思っております。それから復興枠と一般枠を設定するというので、具体的にどれぐらいの規模かということについては、具体的はまだこれから皆さんの御意見などを伺いながら検討していきたいと思っております。

説明は以上であります。

(倉原会長)

はい、ありがとうございます。資料 No.6 から資料 No.8 について御説明いただいたところです。ここも御意見または御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(若菜委員)

「ポストいわて NPO 基金」ということなんですけど、一番最初に確認したいんですけど、今までもそうですが、この審議会は社会貢献活動支援でしたよね。基本的に、議論が NPO に限定されているということにずっと違和感があるというのが1つです。

この NPO 基金に関しても、NPO に限定するのかどうかは分かりませんが。「NPO 等」という言葉が最近使われてますけど、前は全然使われてないので NPO に限定してるんだろうと思うんですけども。NPO というのは、あくまでも社会貢献の一形態であって、法人格が取れたものっていう認識がされてて、NPO にする、NPO 化するっていうことがそうだと思うんですけど、社会貢献全体の活動をもっと積極的にするような取組をもっと必要だなと思っております。

この基金の具体的なフレーム案があって、今日ここが議論になるのかなと思うんですけど、この基金の狙い・目的が全然どこにも描かれてない。それによってやり方っていうのはすごく変わってくるんじゃないかなと思ってて、その辺りをひとまずここで議論をしてそれが活かされるのか、その議論はちょっと置いていて、一番上に書いている「県としても独自の復興支援を行いたい」という一言で決まってしまうのか、その辺りをお聞きしたいです。

(倉原会長)

いかがでしょうか。

(事務局 松川参事兼総括課長)

まずは NPO に限定かということで、いわて NPO 基金自体は法人だけではなくて個人でも公益的な活動を行う方ということでやってきましたが、国の方での共助社会づくりの中でも自治会とか、かなり広く地域での活動の主体については広く捉えられてるようです。

私共もどこまで広げていいのかわからないんですけども、実は市町村さんからの協力を得るといことも考えますと、NPO があるところだけということになると限定してしまいますので、地縁団体とか自治会ですか、そういうところも対象にしないとなかなか協力を得られないのかなという思いはございます。

そういった意味では、今、委員からお話があったように限定しない方がいいんじゃないかという御意見があれば、もうちょっと広げるように考えていきたいなと思っております。

(若菜委員)

何点か意見なんですけど、1つは「NPO 基金」というタイトルから NPO を外していただきたい。多少不恰好ですけど、例えば社会貢献活動支援基金とかっていうのにしていただきたいっていうのが1つです。

もう1つは、新たな基金の基本フレームで原資に民間寄附とかあるんですけど、最近寄附

先を選べる基金みたいなのがありますよね。ネットとかでよく「こういう活動してますので寄附ください。」みたいな。全部じゃなくていいんですけど、多少選べる、2つセットであってもいいのかと。寄附が社会一般的に欧米みたいになればいいなっていうのが1つありますので、そういうやり方もぜひ御検討いただけたらなと思います。

もう1つですが、基本的に私は復興枠は設けなくてもいいんじゃないかなと思っております。あくまでも社会貢献活動を支援するという広い意味での目的を限定しない助成金。というのは全然ないんですけど、そういうものを。広くいろんな県民どのレベルでも参加しやすい寄附、使いやすい基金があったらいいなっていうのが希望です。

(倉原会長)

ありがとうございます。先程若菜さんの方から「この基金の狙いは何なんだろう、それによって当然議論も変わってくる。」ということだったんですけど、むしろ今御意見いただいたようなことを、ある意味で狙いそのものを検討するという意味でいろいろ御意見いただくということでもいいんですよ。

(事務局 佐々木特命課長)

はい。そうです。

(山本委員)

私も同じような意見ですが、いずれ今、「自助、共助、公助」という捉え方があって、その中での共助のこれからの育成というか、そういう位置付けではないかと思うんですよ。

少子高齢化が全国でもものすごい勢いで少子高齢化が進んだために、特に社会福祉、社会保障、医療、介護も含めてものすごい社会の負担、負担というか課題になっているんですよ。そういう中で、地域がしっかりとそういったセーフティーネットとか、安心・安全とかをやっていくために、公助でセーフティーネットを築いていただく。そういう中で、やはりこういった共助という形で、いろんな二重、三重のネットを張っていく。私は、そういう中での位置づけが社会貢献として捉えやすいのかなと思っています。

私は、復興は復興で大事だと思ってます。今、沿岸の首長さん達はもの凄い膨大な仕事に追われてまして、私も本当に見ていて大変だなと思ってます。そういうことで、この（基金の）中で組める組めないは別にして、私は岩手県としてしっかりと検討、見ていかなきゃならないと思ってます。

復興支援の場合は、もうボランティアに頼るとかそういう次元ではないんですよ。もうはっきり申し上げまして。そこらをもっと深く検討していただきたいと思いますし、いずれにせよ社会貢献ということの位置づけ、理念ということですね、そこはやはりきちんと議論しておかないといけないんじゃないでしょうか。

(倉原会長)

ありがとうございます。

(根田委員)

すみません、「いわて NPO 基金」、これは公益信託で約1億円でしたよね。こちらは1億

円を使い切られた？

(事務局 佐々木特命課長)

はい。ほぼ使い切った格好になっております。

(根田委員)

どういう団体が使われたか。そして、基金事業を使ったことでの成果というものを知りたい、お伺いしたいんですけども。

(倉原会長)

いかがでしょうか。

(事務局 佐々木特命課長)

実は、現在、過去 10 年間程になりますが助成を行った団体、その後どうなったかということ報告書にまとめるという作業を行っております。こちらの事業は、NPO 法人のフォーラム 21 という団体が事務局を担っているんですが、フォーラム 21 で報告書を取りまとめたので、まとめ終わりましたならば改めて御紹介を差し上げたいと考えております。

概要だけ申し上げますと、先程総括課長の方から御説明申し上げましたとおり、入門コースと展開コースの 2 つに分けて、最初に入門コースの方は、小額なんだけれども 20 万だったら 20 万の枠の中で、小さな活動から行っていきましようという団体さんに対する助成活動を行いました。もう 1 つは展開コースということで、入門コースを経てもうちょっと具体的な活動ということで、大きく展開しようと考えられている団体さんに対する助成を行いました。

これは、東日本大震災の前からずっとやってる取組ですので、県内各地の NPO 法人を始め地域づくり的な団体さんを始め、いろんなところに助成を行っております。毎年、概ね 20 件から 30 件程度の助成を行って、それで年間約 1,000 万円程を取り崩して、約 10 年間で当初 1 億円という額を使い切ったという、そういう状況にあるということだけ御報告させていただきたいと思います。

(倉原会長)

よろしいでしょうか。

(高家委員)

すみません。私達、最初にそういう提案があった時ワクワクしました。NPO だけではなくて、自治会とかいろんな方面に 1,000 万円ずつ枠がある。さっきも言ったように、「20 万でも申請したい。私達もこれに該当する。」と思ってワクワクしてたんです。話を聞くと、いろんなことが該当するようでしたが、申請の手間隙とか忙しくて申請できませんでした。

ただ、私も思うんですが、名前に NPO とあると、「なんだ、NPO でないと申請できないんじゃないか。」っていう誤解を招くような表現で、その人達対象かと思ってしまう。誤解されないような表現の方がいいと思います。

この会議が NPO の会議かっていうのは、私も最初誤解しました。社会貢献の審議会なのに、NPO のことだけで終わってしまうような、不祥事の会議のような。さっき仰ったように、社会貢献って NPO じゃなくても、いろんな人達がしているんです。今日の会議を見ているともそう思いますけれども、少し言葉を選ぶ方が。よろしくお願いします。

基金は、いいことだと思います。不祥事は一部の人で、本当にいい活動をしている人達もいます。私は、厳しい審査をやって通った方には、20 万円とか 100 万円ではなくて、本気でやろうとしているのであればもうちょっと多くてもいいと思います。あんまり小刻みに 20 万円とかっていうと、今町長さんがいらしてますが、町に行って町長さんをお願いした方が早いかなと思う金額だと思います。

(倉原会長)

先程の若菜さんからの御意見とも共通しますし、以前も同じような動きがあったと思います。僕自身もそう思いますし。おそらく県としてもその認識を共有していただいているのかなと思いつつ、どうしても表現上難しいところではありますけれども、しかし会を促進していく上では大事なことかと思えます。

(岩田委員)

今、私達もまさにそういう感じで、小額ですが補助金をいただいて活動している団体ですけど、やってることはたぶん NPO さんと変わらないので、一時、NPO にしようかすごく議論してた時があったんです。NPO でないと貰えない補助金が結構多いんですね。山田町の不祥事があって、やっぱり NPO じゃない方がいいかなと思ったりもしたんですけど、それ以前は NPO にすることで信用度とかそういうのがあるので、NPO にした方がいいのかなと考えたりした時がありました。

今は、NPO ではなく福祉の助成金を震災の方でいただいたんですけど、2 年度で終わりにしまして、それからは自分達の活動としてやっています。私達は、飾りづくりとか生き甲斐づくりとかやってるんですけど、その材料費を少額でもいただければすごくありがたいので、そうしたものがあればいいかなと思いますし。

書類書きがすごく大変なので、くじけそうになる時もあるんですけど、なんとかそういう感じでやっています。NPO に限定されずに社会貢献基金がもっとあるといいなと思います。

(倉原会長)

それぞれ皆さん共通した御意見ではないでしょうか。先程、高家さんがおっしゃった「ワクワク」っていうのも 1 つの大事なキーワードではないかなと思います。そのワクワクを持続させる、あるいはワクワクの効果を社会に展開していく。そのことで世の中も良くなり、自分自身もワクワクする。ポスト NPO 基金も、社会貢献ワクワク基金じゃないですけど、ワクワクするみたいなニュアンスを出してもいい気がします。

(高家委員)

20 万円でもすごくやれる事業と、少し金額を張らないとできないものがあります。ちょっとしたものだとも 20 万円ですごくできると思います。だから小さいものから大きいものまであっていいと思うんです。

(若菜委員)

ちょっとすみません。このA3判の横表(資料No.3)ありますよね。最初にNPO基金ができた時は、NPO団体を支援するという狙いがあったと思いますし、表の下にも「団体の育成支援」、「団体間の連携強化促進」とあって、その後、国の方針もあって、新しい公共の推進という流れがある。

これからの新しい基金を考えるには、じゃあ26年度以降どういうふうに誘導というか、何を目指していくんだってところの議論とか、県からの御説明があったらいいなと思います。

私の今日の立場で言うと、NPOだけじゃなくて、最近震災があって企業による社会貢献もすごく役立ってるって言ったあれですけど、本当に支援が力になっています。あと、今お話が出た申請するのも手間で小さな市民団体は20万円でもお金が取れないってことですが、私が一番苦労して期待しているのが、各市町村単位に市民活動支援のセンターの窓口みたいなのが本当に必要だなと思っています。実は、私がいる花巻にはなくて、北上とか奥州とか一関にはあります。

私の団体は中間支援なので、自治会の若手グループと一緒に、葛巻の冬部地区とかの出身者にお便りを出して、「お祭りには帰って来いよ。」とか「定年で帰って来たら帰って来てよ。」みたいなお便りを出す活動を自前でやっていて、結構助成金も応募したんですけど、どこも外れてしまうっていう苦しい思いもして、こっちは完全にボランティアでやったとか、今も保育園の保護者会長もやって、郷土芸能が30周年でその活動費を自分達で捻出さなきゃいけない、それもいろいろ応募したんですけど、「卒園事業だから駄目です。」ってことで結構断られてしまって、自腹でやらなきゃいけない状態です。

話があちこち行ってしまったんですけど、基本的に次を目指すものは各主体、いろんな団体が、個人、企業、市民団体、もちろん市町村や県も、それぞれの主体が社会貢献にほぼ取り組み始める形はほぼ見えてきてると思うんですね。

それぞれが、さらにどんな姿を目指すのかっていっても、その大きな絵が何となく見えてなくて。私は、市町村にちょっと足りないなと思うところはあって、企業さんも頑張ってるんだけどなかなか認められないのが現状じゃないかなと思っています。それぞれの主体が今抱えているものが解決するような基金になったらいいなと思いました。

本当に新しい公共の社会をつくるという点で、岩手は震災もあっていいタイミングじゃないかなと思っています。本当に皆が社会貢献に対して意欲も高いですし、実際に事例も見えます。お金と人力が循環する仕組みを描いて、それに対して今何が必要なのかっていうのを描いていただいて、そこに上手にお金が配分されるような基金になることを期待します。そして、「市町村単位でぜひ活動支援の枠を作りなさい。」って県から言うようなこともしていただきたいなと思いました。

小さいところが小さいままでいいんですよね。NPOにしなくてもいいんですよね。小さいままでもやっていけるようにするのに、やっぱり中間支援って必要なんですよね。代わりに申請書を書いたり、代わりに会計して報告したり。でも中間支援が代わりに行うのにも限界があって、助成金に応募して代わりに取ってあげても私達に来るお金がないので、完全なボランティアになってしまう。そこら辺は市町村窓口があったらいいなと思うので、市町村に対してはその期待と、基金に対してはそこまでのビジョンをぜひ描いていただきたいとい

う希望です。

（倉原会長）

はい、ありがとうございます。その辺のビジョンづくりの議論はもう少し重ねないといけないと思いますし、またこの短い時間でこのメンバーでできるところではないと思います。

先程の話でも、いろんな主体を交えていくことが必要になってくると思うんですけど、その辺の機会、今後の経過について何かお考えとかあるんでしょうか。この基金を検討していく上で、まだ今暫くは猶予があるんですよ。

（事務局 佐々木特命課長）

はい、県庁の内部におきましても、今若菜委員からもいろいろ御指摘をいただいたようなことも含めて、この基金の粗粗の素案を考えるにあたりまして、議論を開始しております。

例えば、今、若菜委員から市町村単位でというお話もいただきましたが、私共では、市町村という単位も重要なんですけども、それぞれの地域、もっと大きくは広域圏という括りで物を考えています。広域圏の中のまたそれぞれの地域の中で、NPO だけでなく当然に市町村との関係もあるでしょうし、いろいろ支援をいただく企業の方々、それからもっと言えば地域住民の方々、そういったところとの関係の中で NPO の活動が、あるいは広く社会貢献活動が成り立つような仕組みというのは必要だろうと考えています。

そのために私共としましても、中間支援の NPO の存在、役割というものを重視して考えていく必要があるだろうということで、論点の中でも中間支援 NPO の育成というような、そういった項目も挙げさせていただいたところでもあります。

基金について申し上げれば、本日の審議会でいろいろ御意見を伺いまして、また改めて基金のフレームについて県といたしましても検討を進めさせていただきたいと思います。それを各委員の方々にフィードバックして、また御意見を伺う機会を設けたいと思います。

それから、もう1つ大きな話といたしましては、この審議会の基になっております条例がございますが、この条例のあり方等についてもまた今後いろいろ御議論をいただいて、条例自体あるいは指針の見直しというようなことについても検討していく必要があると認識しております。

（倉原会長）

はい。そういう意味では仕組みづくりそのものについての御意見もですけど、それに向けてどのようなプロセスを経ていくことが有効か、そんなアドバイスとかがありましたらいただけていいのかなと思いました。

（根田委員）

私も NPO を含めたボランティア団体に、1 団体、単年度 10 万円で 3 年間までは助成するという助成金を出す NPO に関わっておりまして、大体 10 年で 200 団体弱で 2,000 万円弱のお金を出しています。

これは、市町村の社会福祉協議会が事務局を持っているボランティア連絡協議会などに所属する団体を対象にしていますが、過去にはこの資料に出ている認定法人になってる NPO のところにも助成金を出した実績があります。

市町村社協の推薦を得ることにしているのです、市町村社協の職員の皆さんが申請書1枚だけですけども、書くお手伝いはしています。先程おっしゃられたように、思いはあるんだけど書類作りが苦手だということには、やっぱり支援する必要はあると思いますし、そういう人材を育成するためにもこういう基金を使うというのは1つ検討されてもいいと思います。

(倉原会長)

はい。ありがとうございます。その他、いろいろアドバイスいただければ。

(佐々木委員)

よろしいですか。若菜委員が先程からおっしゃっているように、まず「ポストいわて NPO 基金」ではなくて、名称は「NPO」が入らない、私達のような活動でも申請できるのかというような夢を与えるような名前にして欲しいということです。

あと、社協さんでも生協さんでもそうなんです、復興支援で御自分の特技を活かして手弁当で、集会所とかに入って活動をしている人達も現実いる訳ですよ。

宮古の仮設で活動しているそういう方々から、今年度になって「続けたいんだけど資金がない。」という相談がありました。自分達で材料も準備して、生協の会員さんなので、生協から例えば「1ヶ月何千円使っていいよ。」と言われてやってきても結局息切れしますよね。

うちの団体としてやったことは、ある助成金事業をやっている団体に、それこそ手間隙をかけて労力を費やして申請をして助成金をいただいて、そういう小さい団体さんが活動する場を提供したりしたんですね。

先程おっしゃったように、本当に材料費から、あとはコピー代からコピー用紙から欲しい訳ですよ。その子供会さんにしても、やりたいと思っても身銭を切るっていうのはせいぜいあと1年くらいのものだと思いますので、そういう人達でも申請できるような基金にして欲しいというのが1つです。

あと先程来出てますけれど、今は、申請書はパソコンを使って作るのが主流で、パソコンで出したものじゃないと「何これ。」みたいな雰囲気がないではないので、そういう申請書を作れないような団体さんの枠というのは失礼ですけど、例えばそういうものとか、「そこそこ活動してきているのかな。」みたいなところに分けて助成をすることもいいかなと思いました。

私共も、最初の頃、赤十字のまちづくりの助成金から15万円貰って講師の方の交通費を出した記憶があります。あれはすごく簡単だったんですよ。市町村の社協さんの推薦があればできるというようなものだったので。そういう貰いやすい基金もあればと思います。

大事な寄附金を使わせていただくので審査をするなどは申しませんし、それ相当の報告書なりにも必要だなと思うので、そこの一連の作業も助言できるようなものにしていってもらえればなと思っております。

(倉原会長)

ありがとうございます。まず、事務局から。

(事務局 佐々木特命課長)

今、佐々木委員からも御意見いただきましたし、若菜委員からも御意見や御指摘いただい

た件に関して、若干、県の方の補足説明的なことを申し上げたいと思います。

ネーミングにつきまして、この資料の中では「ポストいわて NPO 基金（仮称）」というふうにしておりますけれども、「いわて NPO 基金」という名称にこだわっているということではなく、「いわて NPO 基金」の後の新しい基金を考えているという意味で、この「ポスト」という言葉を頭に被せて仮称とさせていただいております。いただきました御意見等を含めて、これから検討を進めていきたいと考えておりますが、特にこの「いわて NPO 基金」という名前が固定したものであるということではありませんので、その点ちょっと補足説明させていただきたいと思います。

それからメニューの関係です。基金の中でどういう取組を行うかということですが、ちょっと細かくなるので資料の中には敢えて記載はしておりませんでしたが、県の内部で検討を進める際には、やはりいろんな事業メニューがあっているのではないかと考えておりました。その中には、今ほど佐々木委員からもお話をいただきましたが、例えばの話として「新設団体向けの事業メニュー」、小額になるかもしれませんが「新しく立ち上げた団体向けの簡易な事業メニュー」などもあっているのかなということも考えております。

それとは別に、中間支援 NPO への支援、先程来こういった団体の育成も大切だということをおっしゃっておりますけれども、そういった中間支援 NPO の育成みたいなものを検討しています。あるいは、現在も特に被災地の市町村が非常に多忙を極めているということで、本来であれば市町村がやるべきことなんでしょうけれども、NPO 等が代替していろんな活動をやっているという事例もいろいろ承知しておりますので、そういった活動の枠みたいなものもあっているのではないかと考えております。

大きな基金の中で、今申し上げたような事業メニューを別にまた整理をして、対象となる団体向けにそのメニューの中で選んでいただいて助成をするという方法もあるのではないかなというふうに考えておるところです。

それからもう 1 点、平成 23 年度と 24 年度につきましては新しい公共支援事業ということで事業を展開しておりました。御承知のとおり、「新しい公共」という言葉を使ったのは前民主党政権下ということで、現在は「新しい公共」という言い方はしなくなっているというのが正直なところですが、この「新しい公共」の考え方自体は現在の事業でも共通していると認識しております。

これらの事業につきましては、NPO 法人だけを対象にしたものではなく、これも繰り返しくなりませんが、NPO 法人もあればボランティア団体もある、自治会組織もある、その他の任意団体等も対象として、幅広い意味での総称しての「NPO 等」というところを対象にした事業を行ってきておりますので、新しく検討させていただくこの基金の中でも、当然に対象となる団体はそういう広い意味での NPO 等ということで、多くの団体さんが対象になると考えております。名称についても、そういったことが誤解されないようにこれから検討を進めていきたいというふうに考えます。

（倉原会長）

ありがとうございます。

早野さんは御意見いかがでしょう。

（早野委員）

そうですね。半分は今の御答えを聞きまして大丈夫だったんですけども、先程も何度かお話があったように、NPOの方の課題ってということでいうと、運営基盤が脆弱な法人が多いってのはずっと続いてきている中で、今回の基金の設立ということもあると思うんですが、実際、その脆弱な法人を正常化させるっていうのには、単純に一時的な補助金の投入だけでは根本的な解決にはならないと思うんですよ。根本的な解決をしていくための基金に充てていくっていうのも1つの方法なんじゃないかなと思います。

400何十件っていうNPOの団体そのもの自体、私は把握しておりませんでしたし、そういう周知とか、それから寄附金の集め方とか、寄附をしたいけどっていう人も中にはいるかもしれないので、そういう人達がどこにそういう対象があるのか分かったりとか、そういったものを1つにまとめて窓口を作って、例えば「この寄附金の半分はこちらの団体に、残りの半分はこちらの団体に。」って言えるような、そういう大きな窓口っていうのが1つあると非常に周知がしやすいのではないかなと思います。

それから、例えば、県内の企業さんなどのポイントカードなんかでもそうなんですけど、ポイントを集めたらボランティア団体だとかそういったところにそのポイント分が還元されるような、そういったような部分でも、その寄附金集めのちょっとした周知になっていくのかなと思います。

一時的な分としての基金だけではない、長期的なものを見据えた使い方っていうのも検討していただきたいなというふうに思いました。

(倉原会長)

はい、ありがとうございます。

(高橋委員)

実は一昨日、釜石に行きまして中学生の新聞教室っていうのをやってきたんです。

それは、国境なき子供たちっていう団体が中学生を集めて3日間で新聞を作ろうっていう話で、釜石市長にインタビューするとか、キッチンカー、被災地の食堂なんかインタビューして、109っていうファッションビルが来るのでインタビューするとか、岩手日報を巻き込んで、新聞社って今部数が減ってるので子供たちに読ませようっていうんで、子供達が新聞に親しむ活動をやってるんです。

そういうことをうまく取り込んで、自分は部長で実際に行って教えたりしたんですけど、NPOさんとは限らないんですけど、そういう団体が被災地で今でもすごく活躍してて、これからも活躍すると思うんです。2年半経ったんですけど、自治体ばかりじゃなくて、そういった行政の手が届かないところをNPOさんを中心とした支援団体がやってるので、そういうところに今後もいろいろな支援策をやっていくっていうのは必要なことだと思ってます。

今回は、基金であるか復興支援事業であるか別にして、復興ということを念頭に置いてNPO等の支援というのは続けていただきたいなと、そういうふうにお問い合わせいたします。

今、議論を聞いてて感じたのは、弱いところ、弱者救済っていうところをどうするかですね。申請手続きの問題もあるし、一方ではチェック体制っていうこともある訳ですよ。その相反するところをうまくやっていくためにどうしていくかっていうのを考えなきゃならない。「大雪りばあねっと。」とか「NPOセンター」の問題があったんで、そこら辺どうしたら

いいかですね。簡単にはいかないとこなんでしょうけど、そこら辺皆さんで考えるより他ないのかなと思いました。

(倉原会長)

やっぱりその辺はどうすれば完璧というものでもなく、ちょっと柔らかな部分もあるでしょうね。ありがとうございます。

(高家委員)

すみません。さっきの話だと、うちでは申請するのに書く人がいないように思われたと思うんですが、うちは最高の事務局の職員、夫ですけど、持ってます。だけど、「こういうのうちも該当するよね。やってることが真剣だから通るよね。」って言っても、やれば通ると思うんですが、やってくれないのが現状です。申請書を書けないのじゃなくて、やれないでいました。

いろいろなことを直に聞くと、NPOだけでなくどんなところも対象になるっていうので、それをもうちょっと分かりやすくする方がいいと思います。私達は直に質問したりいろんなことをやるから分かるけど、分からない人もいっぱいいると思います。もっと貰える団体があると思います。

あと、審査は緩くすると、それこそ不祥事が起きると思うので難しいことです。申請書は書きやすいようにしてほしいのと、それからその後の報告もいっぱい必要なんですが、どういうふうに緩めたらいいのか、どういうふうに厳しくしたらいいのか分からないです。

うちでも申請できる職員がいるんですが申請できなくていました。頑張って、申請します。

(岩田委員)

報告書ですね。申請書もそうですけど、報告書の書き方とか、写真とかも付けたりするんですけど、やっぱり撮り方が悪かったりするとやり直しになるので、写真の撮り方とかも分からないじゃないですか。そういうところとかも市町村に誰か1人でも教えてくれる方がいると、私達には勉強になりますし、いいかなと思います。

あと、小額でもこういうのをやりたい団体が貰えることによって、またその団体さん達の絆がもっと強まっていきますし、それをサポートする人達も楽しく過ごせると思います。

最初の住みやすいかどうかというアンケートも、沿岸は「満足」が少なくってちょっとショックなんですけど、やっぱりよく住みやすく、何て言うんですかね、生活できるようになるんじゃないかなと思いますので、ぜひいろんな団体さんとか、先程の保育園じゃないですけど、本当に小額でも楽しい時間が過ごせると思うので、そういうところをお願いしたいと思います。

(倉原会長)

はい、ありがとうございます。そうした報告書にしても、写真が上手いか下手か、もちろん上手に仕上げるにはいろいろ学びながらですけど、決して上手ではなくても・・・

(岩田委員)

若く見える方を撮ったんですが、高齢者向けの補助金なので高齢者がいないと・・・

若く見えるだけなんです。

(高家委員)

活動に夢中になって、肝心なところを写真に残すのを忘れてしまうんです。

(岩田委員)

終わってから気付くんです。

(高家委員)

もう、本当に、写真がなくて。

(倉原会長)

多分、皆さんそういう御経験はあるでしょう。県の方も「あれあったらよかった。」とかいろいろある。ただ、それが悪いこととも言えず、そういうものがまさに一般の方々が関わる上での良さとして評価できるようなものをつくることも大事じゃないかなと思います。

先程、名称の話があって、どうでもいいことなのかもしれませんが、高家さんの「ワクワク」はやっぱり大事なかなと思います。さっきも言ったんですけど、ある意味社会貢献活動っていうのは「ワクワクワーク」じゃないかなと思います。「ワクワクするワーク」こそ社会貢献で、理念的にも社会貢献イコール「ワクワクワーク」っていうのは、ある意味での的を得ていると僕自身は思いました。

そういう名称自体も広く皆さんに問うてみる。そのことが、どうも誤解があるような、決してNPOだけではない、この名称はこういう意図でやりたいんだというような認識を広めるという意味でも、こうやって基金の寄附者を募る上でも、名称公募がいいかどうかは別としても、そういう広くアピールするような仕掛けが大事なんじゃないかなと思いました。

まだ、皆さんいろいろおっしゃりたいことがあるんじゃないかと思いつつ、よろしいでしょうか。では、議題の方はこれで終了します。いただいた意見は、事務局で参考にしていただければと思います。

4 その他

(倉原会長)

次の「その他」についてよろしいでしょうか。事務局から、何かありますか。

(事務局 佐々木特命課長)

最初に、委員の皆様から、何かあればいただきたいと思います。

(倉原会長)

皆様から、これまでの内容で気がついてきたこと、何かありましたら。はい、どうぞ。

(菅委員)

関係ないことかもしれないんですけど、私共、県北で住まいのことを取り扱っている、住宅資材の販売とかホームセンターとかをやっている会社なんですけれども、企業の立場での

お話をすると、先程、軽米町長さんがおっしゃったみたいにすごく高齢化社会が進んでるってことで、本当に一人住まいの高齢者の方々とかすごく多いんですね。

私共は企業ですから、どうやって生き残っていくか、そのお客様のニーズで何をするかっていうことで、「便利くん」っていうのを始めたんですね。これは、電球1つ取り替えるのから、最近では害虫の駆除とか、あとお庭の草刈とか、そういうことも高齢者になるとできないので。最近おもしろいのは、蛇が出て、前はおじいちゃんが捕ってくれたんだけど亡くなったので、蛇を駆除してくれて。そういうことをしています。

私達は、企業としてお客様のニーズということで取り組んでいるんですけども、お客様も非常に喜んでくださって、「死ぬまで面倒みてくれ。」とか、そういうお客様の声も聞こえるんです。できれば、私達もお客様に安い料金で利用していただきたいっていうことで、例えば「ボイラーが全然つかなくなったんだけど見て欲しい。」っていうので行きますとすごく快調に動いたりして、お医者さんが行くと直るっていうこともあるんですけども、そういう時には料金とかいらないからっていうことで帰ってきます。

これは、社会貢献と企業の活動との接点ということで非常に難しいところだと思うんですけども、お客様がある程度少ない料金でそういうサービスを受けられることへの補助というんですか、もしそういうことを考えられるのであれば、ひとつ企業にも、もしあれば考えていただきたいと思います。

私達は企業なので、もちろん非営利事業ではないので、そういうところっていうのは頭からなくても活動してるんですけども、難しいと思うんですけども、そういう活動をしている企業もあるということで、ひとつ認識していただきたいなと思います。以上です。

（倉原会長）

逆に、企業イコール違う（補助にならない）じゃなくて、そうした事業の、この部分は営利だ、この部分は違う（非営利だ）ということに分けることによって企業の力をどんどん上げるっていうことも・・・

（高家委員）

私達も20年前に言われた言葉は、「お前達は商売だろ。」と。何かやるにしても「この人達、だって商売だべ。」って。「商売に補助出さない。」とか、「商売は自立しなきゃいけない。」とか。

農業は、何かやるのに何千万円、億単位で補助が出るのに、何で商店の方はこんなにあれなのかなって思う。ごめんなさい、こんなこと言っちゃって。

だから今、（話を聞いて）素晴らしい活動だと思いました。本当に歳を取れば頼りたくなるような。企業も含めた社会貢献。企業だって社会貢献をしてる人達いると思います。

なんか広く考えてほしいなと思います。私達も「商売だべ。商売だべ。」って攻撃されてきましたので。

（山本委員）

いや、今のは本当に大事なところですよ。都会だともうすごく市場が発達していますから、そこを目敏く企業の方がずっと入り込んで、いろいろ課題解決してるんだけど。中へ行けば行くほど、全部行政が担わなきゃいけないもんですから、そこら辺の需要と供給ですよ。

私は、そこら辺の連携は非常に大事だと思います。特に少子高齢化。それで、配食サービスを今、第三セクターでやってるんですよ。独居老人とか、あるいは今男性の方がちょっと平均寿命が短いもんですから女性の高齢者だけとか、高齢者が2人だけとか、食生活が不安定化してるんですよ。1回どっと買い込んで、料理しないでそのまま残飯になるとか、そういう状況です。リーズナブルな配食サービスと見守りをやっておるんですが、非常に喜ばれております。

それから交通ですよ。公共交通が撤退して、町民バスとか様々走らせているんですが。

それからあと子育てですね。共稼ぎとか、少子化のために家に帰っても遊ぶ相手がないんですよ。例えば、一集落で子供が1人とかですね。前はごちゃごちゃっていかね、我々が小さい頃は、それこそボスがいて皆を仕切りながら缶蹴りとかしながら遊んでたんですが、今は全然ないですよ。帰っても一人っ子とかそういう感じで。

少子高齢化なので、そうした需要というか、ものすごい増えておりますので、そこら辺の連携とかをいろいろ取れば、さっき言った「自助・共助・公助」のいろんな取組のバランスができると思いますので、頑張ってる企業さんもありますので、またさらにそういうところをやっていただけたらと思います。

(倉原会長)

はい、ありがとうございます。皆さんまだまだいろいろ御意見があると思いますけれども、よろしいでしょうか。何か事務局の方からありますか。

(事務局 松川参事兼総括課長)

次の審議会ですけれども、年度後半に予定したいと思いますので、また日程調整させていただきながら開催できるようにしたいと思います。

(倉原会長)

それから、これ（情報誌）について何か聞くんですけどか。

(事務局 佐々木特命課長)

もし御意見いただけるのであれば感想なり、いただければ。

(倉原会長)

この前打ち合わせした際、情報誌が新しくなって、「これ前の方がいいんじゃないかな。」と個人的には思ったんですけど、皆さんの御感想はどうでしょう。逆に読みやすくなったというようなお話も聞きましたし、僕は前の方が情報があつたんじゃないかなとか感じたりしましたけど、皆さん御感想あつたらぜひいただければと思います。

若菜さん、前の審査委員じゃなかったですか。

(若菜委員)

前の前ですね。

(倉原会長)

どうですか。素直な感想は。

(若菜委員)

やっぱり前の方が良かったような。

(倉原会長)

僕も詳しくは見てないんですけども、表面だけだと同じような感想です。

(若菜委員)

うちは NPO なので送られてくるんですけど、一体どれぐらいの人がこれを見てるのかなってというのがちょっといつも疑問です。いろんな人達に見てもらいたいとは思っています。

(佐々木委員)

よろしいですか。私共の方でも通信を送る時に、個人の名前と団体の代表してる人に送る場合もあるんですけど、御丁寧にですね、「郵送料がもったいないのでいりません。」「個人に送ったら団体宛はいいです。」とか御意見を頂戴するんです。

私の団体にも、毎回、2通きます。きっと審議会委員分としてくるので、私の場合は事業所に置くようにしているんですけど、その辺をチェックする必要があるんじゃないかなとずっと思っています。今回の受託団体さんだけじゃないので、その辺をちょっと・・・

(事務局 佐々木特命課長)

送付先につきましては、ちょっと今のお話も踏まえて見直しをさせていただきたいと思えます。

(倉原会長)

こうやって定着して見だすと、だんだんいいなという気もします。

だいたい時間になりましたけれども、聞き足りないこととかいいでしょうか。では、事務局の方にお任せします。

5 閉会

(事務局 佐々木特命課長)

本日は長時間に渡りまして熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、第 30 回岩手県社会貢献活動支援審議会を閉会させていただきます。皆様どうもありがとうございました。